

入札説明書

2026年10月

公益財団法人 日本財団

入札説明書

公益財団法人 日本財団
経理部財務チーム

入札については、日本財団契約規程及び入札公告に定めるもののほか、下記に定めるところとする。

記

1. 競争入札に関する事項

- (1) 案件名
日本財団ビル入退館管理システム更新工事
- (2) 公告日
2026年10月7日（水）
- (3) 業務内容
仕様書(日本財団 HP 入札公告)に掲載のとおり
- (4) 履行期限
2026年12月中旬～2027年3月15日（月）
- (5) 入札形式
最低価格落札方式による一般競争入札
- (6) 入札方法
 - (ア) 入札金額は、仕様書の全品目に対する総額（日本国通貨）をもって入札金額とする。
 - (イ) 入札者は、契約条件を十分考慮し、仕様書等にて示す一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - (ウ) 落札者の決定時は、入札金額に10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めず、本体価格を入札金額とすること。
 - (エ) 入札者は、入札の結果について異議を申し立てることができない。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和7・8年度東京都建設工事等入札参加資格で「B」以上の等級に格付けされていること。
- (2) 過去3年以内に工事内容、規模において類似工事の実績が2件以上あること。
- (3) 電気主任技術者が工事現場に専任で常駐できること。
- (4) 日本財団契約規程第11条及び第12条に該当しない者であること。
- (5) 官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。

3. 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び「2.競争入札に参加する者に必要な資格」に掲げる競争参加資格を有する事を証明するために、別紙記載の必要書類を「11.入札に関する問い合わせ先」まで電子メールにて提出しなければならない。なお、同別紙記載の参加申請書提出期限までに申請に必要な書類が不備なく、全て揃っていることが確認出来なかった者および競争参加資格がないと通知された者は本競争に参加できない。
- (2) 競争参加資格の確認は、参加申請書提出期限の日をもって行うものとし、その結果は「参加資格審査結果通知書」を以て別紙記載スケジュールの期限までに電子メールにて通知する。
- (3) 本競争の参加希望者は、申請書について日本財団より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 資本関係又は人的関係がある者同士（具体的な要件は平成27年3月6日付大臣官房地方課長「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の「2. 基準」ご参照）が本競争に参加することは不可。
入札参加資格申請書類の提出後に判明した場合は入札実施までに辞退者を決めること。なお、このために当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

4. 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

5. 契約者の役職及び氏名

公益財団法人 日本財団 会長 尾形 武寿

6. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7. 契約書作成の要否

要

8. 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

日本財団 HP(<http://www.nippon-foundation.or.jp>)及び別紙記載の仕様書/申請書類交付期限まで

(2) 入札説明会

開催しない。

(3) 現場説明会の開催

入札参加資格結果通知書により、資格を有した者に現場説明会を案内し実施する。

実施日は別紙記載の現場説明会実施日を参照のこととするが、各社の実施日の割り当ては当財団の指定に従うものとする。

(4) 現場説明会後の質疑提出及び質疑回答期限

<質疑提出>

期限：別紙の質疑提出期限参照のこと。

方法：質疑書の様式は各社にて下記注意事項に基づき作成。電子メールにて提出のこと。

注意事項：(ア) 口頭又は電話による質問は受理しない

(イ) 様式は汎用電子データ（マイクロソフトエクセル）にて作成の上、電子メールにて提出のこと。

※解答欄付きとすること

(ウ) 質疑がない場合もその旨を記載の上、前記方法にて提出のこと。

(エ) 所定の欄に質問者名（会社名及び責任者名）を記入する。

<質疑回答>

期限：別紙の質疑回答期限参照のこと。

方法：電子メールにより各社に送信。

注意事項：追記事項が発生した場合は、質疑回答と合わせて交付する。

(5) 入札書の提出方法

(ア) 入札者は、入札説明書、仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。

(イ) 入札者は、指定の入札書（後日メールにて送付）に必要事項を全て記入し、封緘の上で、封筒に入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）と 入札案件名を明記した状態で入札日に直接開札会場に持参して提出しなければならない。入札者による入札の場合は押印が必要となる。

(ウ) 代理人が入札する場合は、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印が必要となる。

(エ) 本件に関し、一旦受領した書類は返却しない。また、受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 代理人による入札

(ア) 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状（後日送付）を入札書と一緒に提出しなければならない。

(イ) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(7) 入札の無効

入札で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(ア) 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格を有しない者による入札

(イ) 本項（３）（４）に規定する方法以外の方法により行われた入札

(ウ) 案件名及び入札金額のない入札

(エ) 案件名に重大な誤りのある入札

(オ) 委任状を提出しない代理人による入札

(カ) 代理人による入札で、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの（判然としない事項が、代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

(キ) 記名押印（外国人又は外国法人は、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

(ク) 金額を訂正した入札でその訂正について印の押していないもの

(ケ) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(コ) 明らかに連合によると認められる入札

- (サ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
 - (シ) 入札公告及び入札説明書において示した入札者に求められる義務等を履行しなかった者の入札
 - (ス) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札
 - (セ) 「３．競争入札参加資格の確認等」（４）記載の資本関係又は人的関係がある者同士の入札。但し、入札実施までにいずれかが辞退した場合、残る一者の入札は有効とする。
 - (ソ) その他入札に関する条件に違反した入札
- (８) 入札の延期等
- (ア) 入札者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
 - (イ) 公告又は設計図書・仕様書等に誤りがあった場合、その他入札契約手続きに誤りがあり、適正な入札の執行が困難と認められる場合は入札を中止することがある。
- (９) 開札
- (ア) 開札は、入札者を立ち合わせて行うものとする。
 - (イ) 会場には、入札者並びに入札者の代理人・入札事務関係役職員以外の者は入場することはできない。
 - (ウ) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - (エ) 開札において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内における入札がないときは、再入札を行う。
この再入札に当たっては、同開札会場にて直ちに行う。なお、この再入札の際に、入札者が立ち会わなかった場合は、再入札を辞退したものとみなす。

９. 落札者の決定方法

- (１) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (２) 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10. その他

- (１) 落札者が提出した書類等の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。検査の結果、契約規程第19条2項に定めるとおり、次点での入札者に決定する場合がある。
- (２) 契約期間中において、落札者が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- (３) 日本財団契約規程は以下のWebサイトに掲載している。
http://nippon.zaidan.info/kinenkan/kitei/000042/kitei_item.html
- (４) 本件にかかる予算が成立しない場合、当財団は契約を締結しないまたは解除することができる。
なお、これに伴う入札者の損失について、当財団は損害賠償の責を負わないものとする。

11. 入札に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本財団 財務チーム（〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル）

メールアドレス：tnf_keiyaku@ps.nippon-foundation.or.jp

※問い合わせはメールにて行うこと。急ぎの場合のみ（03-6229-2620）で電話受付とする。

別紙

1. スケジュール

仕様書/申請書類交付期限： 2026年10月14日(水) 15時
参加申請提出期限： 2026年10月14日(水) 15時
参加資格審査結果通知期限： 2026年10月19日(月)
現地説明会： 2026年10月26日(月) 10時～15時
現地説明会： 2026年10月27日(火) 10時～15時
質疑提出期限： 2026年10月28日(水) 15時
質疑回答期限： 2026年10月30日(金)
開札日： 2026年11月16日(月) 〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビルにて対面で実施

2. 入札参加申請に必要な書類

- (1) 入札参加資格申請書 ※公示のH Pからダウンロードできる当財団指定のもの
 - (2) 申告書 ※公示のH Pからダウンロードできる当財団指定のもの
 - (3) 秘密保持同意書 ※公示のH Pからダウンロードできる当財団指定のもの
 - (4) 令和7・8年度東京都建設工事等入札参加資格で「B」以上の等級に格付けされていることを証する資格審査結果通知書の写し
 - (5) 会社経歴書
 - (6) 直近2期分の単体決算財務諸表（B／S、P／L）
 - (7) 過去3年以内の類似工事实績表(2件以上)
- ※様式は自由。但し、業務実績は「業務件名、場所、年月日、規模」を具体的に記載のこと

3. 開札時に必要な書類

- (1) 入札書（厳封）・再入札書
- (2) 入札価格積算内訳書（厳封）
- (3) 委任状
- (4) 身分証明書又はIDカード等（受付の際に確認）
- (5) 入札参加資格審査結果通知書 写し